

平成26年度第3回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）

日 時 平成26年10月7日（火）午後2時30分から午後4時40分

場 所 鎌ケ谷市本庁舎6階 第1・2委員会室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、三好志都美委員、山根清孝委員、平野明美委員、  
豊田朋二委員、梅田和男委員、村田セツ子委員、鈴木君江委員、山本幸子委員、  
高橋徹委員（鎌ケ谷市社会福祉課長）、西山珠樹委員（鎌ケ谷市健康増進課主幹）、  
鮫島亘委員、飯高優子委員、早坂ひとみ委員、上谷豪委員、江間由紀夫委員、  
田中紘子委員

欠席者 小池満弓委員、山澤光史委員

（※敬称略）

事務局 山田障がい福祉課長、坂居課長補佐、藤嶋係長、橋本主任主事、横山主事、  
米良康史（もくせい園）

コンサルタント 株式会社地域計画連合 担当者A、担当者B  
（第4期鎌ケ谷市障がい福祉計画策定業務委託業者）

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

配付資料 式次第  
平成26年度第2回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会会議録（概要）

事前配付資料 障害福祉サービス等の見込量（ア）  
地域生活支援事業の計画と実績値（イ）  
地域生活支援事業の見込量（ウ）

配付済資料 障害福祉サービス等の計画と実績値  
第3期鎌ケ谷市障がい福祉計画  
第4期鎌ケ谷市障がい福祉計画のためのアンケート調査結果報告書

## 【開会】

〈本日の会議の概要〉

障がい福祉課長から、自立支援協議会の第3回の会議となるが、第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）策定に伴い、具体的な数字等に関する議論の場であることを伝えた。

## 【会議の出席状況について】

橋本主任主事から、欠席委員を述べた上で、20人中17人の出席により定数の過半数を満たしていることを報告した。（委員1人については、遅れて出席）

## 【議題】

〈第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画の検討①〉

障がい福祉課長補佐から、配付済資料「障害福祉サービス等の計画と実績値」及び事前配付資料「障害福祉サービス等の見込量（ア）」を用いて、障害福祉サービスの計画について説明を行った。

会 長 説明に対して質問があればお願いしたい。

委 員 「地域生活支援事業の計画と実績値（イ）」の相談支援事業について、平成24年度、平成25年度では4事業所が相談支援事業を行っている。もくせい園ほか、事業者がおおむね思い浮かぶが、改めて事業所名を確認したい。また、今後、さらに3事業所が増える。ほかにどのような事業者であるかを教えて欲しい。

事務局 障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の計画の内容について、議論を行った後に、地域生活支援事業のことに触れる予定であったが、質問があったため、この場でご説明する。まず、前回の会議（平成26年度第2回会議）で配付した「地域生活支援事業の計画と実績値」において、空白だった部分を埋め、併せて、相談支援事業の平成26年度実績値を変更したものを事前配付資料（イ）として送付した。質問のあった現行4事業所について、具体的には、山根委員が所属している「あきもと相談支援センター」、高橋副会長が所属している「サポートネット鎌ヶ谷」、「もくせい園（なしねつと）」、本市の「こども発達センター」である。2つ目の質問について、前回配付した「地域生活支援事業の計画と実績値」では、①相談支援事業の障害者相談支援事業の平成26年度実績値を4箇所という数字で示したが、事前配付資料（イ）では、7箇所とし、3事業所が増えている。その背景として、前回の自立支援協議会の会議終了後に、2つの事業所から新規で申請を受理している。そのうちの1つが、社会福祉法人優幸会で、もう1つは、NPO法人青空の会である。3つ目の事業所に関しては、まだ申請を受理していないが、遅くとも年明けまでにはスタートできるように、現在書類の調整をしている状況である。そのため、事業所名は、伏せることとする。優幸会に関しては、平成26年10月1日から開始する予定であったが、千葉県庁からの事業所番号の受領待ちの段階である。本日、千葉県庁に問い合わせをしたところ、事務手続き上の遅延があったとのことだが、近々事業所番号が振られると思われる。それが届き次第、本市から決定通知を優幸会に送付し、スタートという予定になっている。また、青空の会に関しては、千葉県庁からの事

業所番号を待っている段階だが、予定としては平成26年11月1日スタートという形で考えている。

会 長 事務局から地域生活支援事業の説明は行っていないが、これから行うということによいか。

(事務局より、異議なし)

会 長 事務局から説明があった福祉サービスについて、質問をお願いしたい。

委 員 施設系について、共同生活援助とあるが、これはグループホームのことである。3年間で6人増えるということだが、6人ということは、小さなグループホームをおおむね1か所程度ということか。私の事業所は1か所程度と予想しているが、現在、保護者の高齢化、また、同じようにレスパイトという理由から、必要量はますます高くなると思われるため、できれば強気の予算計上をお願いしたい。私の事業所についても、グループホームの立上げを考えているが、予算がないと不可能であるため、予算を取って欲しい。人数に関しても6人というのは少ないのではないか。

会 長 この意見・質問に対して、事務局としてどのように考えるか。

事務局 見込みの人数について、まず、グループホームの予算は運営費補助と家賃補助の二本立てとなっている。見込みの人数と予算建ては全く別物となる。ただし、委員の発言にあった内容について言えば、提示の数字に関しては、改めてアンケートなどを見たうえで再考していきたいと考えている。資料上の数字「3人」というのは、市内にグループホームが新設されたとして、本市の利用者が何名程度増えていくのかを見込んだ。施設系は、一方で施設入所支援から地域へという国の方針が示されているため、当然ながら共同生活援助については、増加という考え方を示していくことになる。この3年間にグループホームが新たに開設されることが目に見えた形で把握ができれば、計画上の人数を増やしていくことも考えられるが、定員がそのまま増えることにはならない。本市の利用者がどの程度の頻度で増えていくかという考え方にに基づき、検討を行いたい。

会 長 入所を希望する人が、全員グループホームに入所する訳ではない。この点に関する意見は、後ほど改めてお願いしたい。

事務局 全般的に言えることだが、平成26年度の数字が上半期の時点でとどまっているため、数字の動き方によっては、見込量を再度考え直す必要がある。平成26年度については、前半3か月の平均値で捉えているため、例えば12月、1月の時点で、平均としてもっと正確な方向での数字が算出される。見込量もまた変動することが考えられる。

会 長 それ以外に福祉サービスについて、意見・質問はあるか。

委 員 「障害福祉サービス等の計画と実績値」の相談支援の計画相談支援(※注)につい

て、平成24年度、平成25年度、平成26年度の計画人数は、10人、20人、30人とあり、平成27年度は110人となっていることから、増大しているという印象があり、大変であると思われる一方で、個人的には計画相談を付けていくべきであると思う。この計画の見込みで進めた場合、計画相談の割合と、セルフプランの割合はどのような見込みであるか、見通しがあれば教えて欲しい。

(※注) 計画相談支援(サービス等利用計画)は、相談支援事業所(指定特定相談支援事業所)が障害福祉サービスの利用を希望する障がい者に総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの利用等について検討して作成するものである。サービス等利用計画は、平成24年度から段階的に範囲を拡大して実施され、平成26年度までにすべての障害福祉サービス利用者が対象となるが、相談支援事業所以外で作成した計画(セルフプラン)で代替することもできる。

事務局 平成24年度、平成25年度、平成26年度に障がい者の計画相談支援の人数を10人、20人、30人という人数で現行計画が立てられているが、当時の福祉サービスを利用する対象者の数は3桁であったと思われる。正確な数字を持ち合わせていないが、平成24年度のスタートの時点で300人から400人いたという中で、計画の妥当性について反省すべきところである。その一方で、本年度末、つまり平成27年3月末をもって3年間の猶予期間の終了が近づいてきている。今までセルフプランに関して、具体的な動きは取っていなかった。セルフプランは、相談支援事業所を利用して計画相談を立てることと比較すると、本来の目標の立て方ができるかということ懸念していたため、具体的な動きができなかった。現時点で、土曜日・日曜日などを活用して、一緒になってケースワーカーともども考えていくような計画を立てるという考えは持っているが、中には障がいの重い方と軽い方が混在した中で、セルフプランを立てるという結果となる。本来、セルフプランの率はあまり高くない方がよいと考えている。そのため、最初にセルフプランを行った方でも、次は相談支援事業所を使うという橋渡しをしなければならない。障がい者の中で、安定した生活を送りながらセルフプランで対応ができるのであれば、2年目、3年目もセルフプランで進められるのではないかという思いもある。パーセントでの表し方となると、今の段階では計画相談とセルフプランの両方合わせて100%を目指すという方向性である。ただし、年度末までにセルフプランが相当数となると思われる。次年度は、セルフプランで始まるが、相談支援事業所にサービス等利用計画をお願いしていくことで、徐々にセルフプランの割合は減らし、それが相対の割合で100%に近いもので推移していければ、という考えである。

会 長 質問に関して、上の回答でよろしいか。

(委員より、特になし)

会 長 現在、相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成について、どの自治体も進捗率が悪いという状況である。一方で、本年度後半に相談の指定事業所が3つ増えるため、そこでどの程度消化できるかという点があり、他方で、介護保険にもあるような、セルフプランを自分で作っていただく。ただ、今のところ、そのような事業所が近くにない場合、

あるいは申請者が自分で意思決定ができる人が対象となるため、ある程度例外的、ないし限定的なものになるかと思う。したがって、事務局としては本年度中にできるだけサービス等利用計画とセルフプランの両方をもって100%を目指しているという回答であった。それ以外に質問があればお願いしたい。

委員 計画相談支援の事業所は、千葉県から認可されていない部分も含めて本市に7か所あるとのことである。7か所のうちのいずれかを利用した人のみの人数であるのか。例えば、A市の事業所をお願いしている場合、含まれないということか。市内の事業所を利用した人の数が示されているのか。

事務局 例えば、本市で支援（福祉サービスの提供等）をしている方が、B市やC市などの遠方地のグループホーム等に入所している場合がある。入所先の事業所が相談支援事業所も兼ねている場合、そこで計画相談支援を行っていることが多いため、市内に限らず含まれる。つまり、市外・県外の相談支援事業所が、行う数も総体で考えていることから、市の7か所の相談支援事業所がやる総体の数ではない。

委員 市外の相談支援事業所でも障がいのある鎌ヶ谷市民が計画を立てた場合には、その数の中に入るとということか。

事務局 そのとおりである。他に、モニタリング（サービス等利用計画の見直し）も含めているため、結果として3桁となっている。計画相談支援のモニタリングとは、利用者の状況や利用している福祉サービスの内容等によって、市町村が定める期間ごとに行われるものである。3か月に1度、あるいは半年に1度あるため、1人あたり年に数回、相談支援の事業所と相対しなければいけないため、数がこれだけのものになっている。

委員 先ほど申し上げたように、少ないという感じがする。

委員 例えば、平成24年度、平成25年度、平成26年度の実績を見ると、1人あたり何回か利用しているというのと、利用の延べ件数を表示していると理解している。このような数字の計画と実績ということかと思う。

会長 「障害福祉サービス等の計画と実績値」の計画相談支援の単位が「実人」とある。

委員 実際の人数とすると、先ほど何回か利用する人がいると、その何回か利用したものも含まれてくるのか。

委員 そのように思う。

委員 実際に1人あたり、例えば平成26年度で30人とある。これは計画であるため、実績は18人が利用したということになる。

会長 実際の障がいのある人の人数は多い。例えば、鎌ヶ谷市だけでも福祉サービスの利

用実績が3桁とあったが、サービス等利用支援計画を立てる際、現に福祉サービスを使っている対象の数は、どのように捉えているのか。

事務局 把握している実績を基にしており、直近の数字だと、障がい者で500人である。障がい児は100人前後である。

委員 数字に表れていない人は、こういった制度を知る機会がないのか。

委員 知る機会がないために、利用していない。利用していなければ、計画相談支援の必要がないということになってしまう。

会長 実際に、この福祉サービスを使うと思われる人の数字ということか。つまり、障がい者のうち、現に使っている人を大体の実績として見ているため、今後もその福祉サービスを利用するとと思われる人が500人と見ているという意味か。

事務局 そのとおりである。

会長 その点が分かりにくいと思われる。

委員 先日、訪問したお宅で、母親が子どもを看ており、その方は福祉サービスを利用している。この方から民生委員は、さまざまな相談に乗ることができるのかという疑問を投げかけられた。今、このように勉強させてもらっているが、現実をあまり知らなかったため、こういった数字はどのような数字なのかがよく分からなかった。障がい児は、市の方とはどのような形でつながるのか。病院に限定して、紹介されることがあるのか。

事務局 福祉サービスの利用を自身で希望し、市役所に来所する人もいれば、病院や学校から促された人などが窓口に来て福祉サービスの支給を申請する場合もある。福祉サービスの利用までの流れとして、障がい福祉課の窓口で申請し、心身の状況を調査（106項目調査）したうえで、月に1回開催される本市の審査会で障害支援区分の認定を受けた後、サービス等利用計画を踏まえて、支給決定を行う。支給決定後に利用者がサービス事業者と契約し、福祉サービスを利用開始するという手順である。障害支援区分とは、介護の必要性を表す6段階の区分（区分6が最も必要度が高い。）で就労系を除いた訪問系（生活介護等）、施設入所などの福祉サービスを利用する場合に、必要なものである。福祉サービスの利用にあたり、計画相談支援が義務化されるのは平成27年度からとなる。これまで本市として、周知に関して、一定期間に1度手続きをしなければいけないことを窓口で促しているが、達成に結び付いていない。今後、さらに何らかの対応をする必要がある。

委員 自身が完全に制度を理解しているわけではない。親が真剣に相談に来れば、状況が違おうと思うが。

事務局 話に出た方は、福祉サービスを受けているか。

委員 福祉サービスは利用している。

事務局 相談するところがないということであったが、その方にはケアマネージャー等はいらぬのか。

委員 こども発達センターを利用していると記憶している。

事務局 お子さんか。

委員 そのとおりである。また、障がいをお子さんがさほど感じていないケースである。3歳であれば普通は歩けるが、ハイハイをしている様子であった。

事務局 児童の場合、こども発達センターで相談支援員の資格を持つ者が今年の10月から増員となったため、こども発達センターに相談に行けば、相談支援も含めて対応できると思われる。

会長 では、地域生活支援事業の説明を行ったうえで、質問を受け付け、その後でアンケートの全体的な話で意見・質問をいただければと思う。

障がい福祉課係長から、事前配付資料「地域生活支援事業の計画と実績値（イ）」及び「地域生活支援事業の見込量（ウ）」を用いて、地域生活支援事業の計画について説明を行った。

会長 地域生活支援事業の実績と見込量の説明で質問等はよろしいか。この後の進め方について、委員の方々には、アンケート結果をご覧いただいているかと思うが、その中から見えるニーズがあるかと思う。また、福祉サービスと地域生活支援事業の中で、訪問系や日中系といった個々のサービスごとに、意見をいただきたい。それでは改めて、本日の議題である第4期の福祉計画策定にあたり、ご意見をいただく。今回を含めて、あと会議が3回ある。今日が10月で、あとは11月と12月となっている。予定では3回の中で、目を通していただいたアンケート結果から見えるニーズと、盛り込んで欲しい事柄、あるいは、見込みに関する意見をいただき、実績値と見込量を見直す。そのうえで、現行の第3期（平成24～26年度）福祉計画の改定を行う。具体的には、第3期の福祉計画の7ページ以降の第3章に、福祉サービスと地域生活支援事業が載っている。7ページの訪問系サービスから掲載しており、ここに前回の実績及び見込み量の数字が入っている。ただ、今回のアンケートに伴い、実績と見込みを見直す作業をすると同時に、障害者自立支援法が変わり、障害者総合支援法が施行されているため、基本的なサービスの枠組みに変化があったところがある。例えば、難病の人が含まれるなどである。この他に、重度訪問介護の対象が変わったこと、児童福祉法の改正部分など、新たな計画に盛り込むということになる。そういった側面から見ていただくことになる。現在、福祉サービスがおおむね3つに分かれており、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスがある。ほかに、独立の個別給付として相談支援がある。先ほど意見があったものと重複するとは思うが、

今回は領域別の福祉サービスについて、見直す方向で意見をいただければと思う。日常において関わりの深い訪問系のサービスから意見をいただきたい。まず、7ページ後段の行動援護と同行援護である。同行援護は、重度の視覚障がい者で、これまでガイドヘルパーとして地域生活支援事業に入っていたものが、個別給付にスライドしたものである。行動援護と同行援護は分かりづらいかと思う。行動援護は、自閉症や精神障がいの人が利用する移動と介護のセットの福祉サービスである。私から事務局に質問が1点ある。今回、重度訪問介護の対象者が、身体障がいだけでなく、知的障がいや精神障がいのある人にも対象が広がったが、それは今回の見直しの数字で、ある程度見込んでいるという理解で間違いないか。

事務局 対象の数には意識がなかった。その部分については、改めて見込み量を確認する。

会長 当然入っていると思っていたため、その点はよろしくお願ひしたい。それ以外にも意見をお願いします。それぞれの分野で、自分の事業に絡んでいるものがあると思われる。訪問系はよろしいか。訪問系で特に質問がなければ、次に日中活動系のサービスについて意見をいただければと思う。

副会長 就労移行支援事業について、来年から特別支援学校の卒業生はこちらに進むことになるのが基本方針だと思うが、人数的にどの程度なのか。

事務局 本市の場合、特別支援学校の卒業生で、就労継続支援B型（一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うもの。雇用契約を結ぶA型と結ばないB型に分けられる。）を希望した場合は、これまでに、職員との対応で、ほぼ希望に沿った形で行っていたが、平成24年度に第三者機関、すなわち自立支援協議会のような場や、審査会、就労移行支援事業所を経て、就労継続支援B型への見極めをするよう厚生労働省から通知があった。本市の特別支援学校を卒業するお子さんの就労継続支援B型事業所への希望に関しては、就労移行支援事業所（市内の事業所は現在1か所のみ）を10日から2週間程度利用して見極めをする。そのうえで、就労継続支援B型が適切なのか判断する。一般就労が可能であれば一般就労という形で、昨年行ってきた。本年度も2名ほどいる。本市は、例年、利用者が5人程度である。そのため、就労移行支援事業の利用というのは、月平均の実人員にするとさほど多くはないが、今後は必ずそこを経なければいけないという中で、利用が増えていくのではないかと推測している。窓口で相談を受けていても、就労移行支援事業所を一般就労へのステップとして利用したいという人が増えているような印象がある。就労系には国の方針があり、平成25年度末の実績の6割増の実績を平成29年度に目指すという方針もあるため、3年間の実績に加えてそのような要因も就労移行支援の見込み量には入れている。

副会長 他市の場合、精神障がいのある人で引きこもり期間の長い人や、高校卒業後、30代前半までアルバイトの経験がない人に対し、なかなか就労継続支援B型を決定してもらえないことがある。就労移行支援が優先的な風潮となっているため、本市はその点をどのように考えていくのかと思った。

事務局 そういった方も対象として、就労移行支援事業所を一般就労へのステップにしていかなければいけない。

副会長 就労継続支援B型事業所としてはウェルカムだが、方向性に関して痛感することがあった。

会長 ほかに何かあるか。

委員 前回、第3期の計画を立てる際にアンケートで話題となったが、今回のアンケート（第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画のためのアンケート調査結果報告書）の57ページのところで、「仕事をしたいができない」が33.8%とあるが、実際のところ、多くが65歳以上の数字である。17歳以下の場合、「仕事をしたい」と回答する人が一番多く、40代までは、「仕事をしたいができない」が一番多い。アンケートをパッと見て、65歳以上の方がかなりの数となっている。むしろ介護保険との併用を考えなければならない人たちのデータが混ざっていて、地域生活をこれから送る人、あるいはこれから就労をする人などに関するデータは、かなり読み込まないと見えづらくなっている。58ページの年齢別のクロス表で「仕事をしたい」という人の数を見ても、例えば17歳までの人が37人で、18歳から39歳であれば31人である。就労移行支援の数だとか、就労継続B型の数も、単純にこの数も満たない形になっていく。実際にアンケートに答えた方々の中で、どの程度数字に説明力があるのかという点は疑問に思う。今までの増加率で考えると、提示の数字になるが、アンケートを採って、どのような人にどのようなことが必要かという調査もあるため、ある程度計画に反映させていかなければならないような印象がある。

担当者A 58ページについて、確かに高齢者が多くなっており65歳以上の人は抜いて集計すべきかを内部で議論した。65歳以上になったら働かなくてよいのかという議論があるため、今回は入れている。ただ、58ページの下の障がい別の表を見ていただきたい。今回、表で示していなかったが、高齢者の部分の大半が、身体障害者手帳所持者となっている。療育手帳所持者あるいは発達障がいの方については、仕事をしたい方が多くなっている。障がい別で見ると、身体障がいの場合は6割から7割が高齢者であるため、もう仕事をしなくてもよいという方が多いが、療育手帳所持者、あるいは発達障がいの方は、どちらかという若い方が多く、働きたい、あるいは、働きたいけどなかなか仕事ができないという方が多い。確かにこのアンケート1本で見ようとすると、難しい部分があるが、今回のアンケートで障がい別のクロス表を掲載した中で、身体障がい者の方の母数も多いので、アンケートとしては大勢力になってしまうが、障がい別の表を見ると、知的障がい、精神障がいの方は働きたいが、働けないという方が多い。障がい別に持っている事情というのはかなり違うと読み取ることができる。アンケートの53ページで、もう一点説明すると、どのように雇用されているかというところで、正社員が全体では多くなっている。正社員の母数が多いが、54ページの障がい別の表を見ると、人数の多い身体障がいの方、あるいは難病の方、自立支援医療の方、発達障がいの方、ただし、発達障がいの方は、1人なのではっきりとは言えないが、身体障がいの方の就職事情はかなり違っており、身体障がいの方と言っても内部障がいの方が多いため、そのような方は普通の会社に入る方が多い。ただ、パート・アルバイトが多いのが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の方で、

同じ就労といってもかなり差があるのが実情である。そのため、確かに全体で見るとあまりよく分からないうえ、高齢者が多くアンケートの結果としては見えづらいものになっているが、クロス集計表の障がい別で見ると、療育手帳の方、精神障がいの方、発達障がいの方等々については、仕事をしたいけどできないということが分かる。また、仕事をしたいという方が多いのが特徴であると捉えている。

委員 質問は、アンケートで読み取ることができる内容について、新しい計画には組み込まれているのかということである。あるいは、アンケートに答えた人で、仕事をしたいと言っている人たちに対して、ある程度説得のあるような計画になり得ているかというところが気になった。就労移行にしても就労継続支援A型にしても、この部分に力を入れる要素があってもいいのではないかという印象がある。

事務局 事態の確認はしている。そのうえで、具体的な方策という形で、文書等の中で説明をする、あるいは数値的なものを提示している。資料はあくまでも下案として出しているため、その点も含めてもう一度検討したい。

会長 重要な点である。アンケートを見ていると、例えば55ページ等、正社員で「他の社員と差がない」が41%となっているが、実際の収入面で見ると5万円から10万円が3割ということは、おそらく障害年金の1級が8万円程度で、2級が6万4,000円程度であるため、障害年金と少々という形である。アンケートの読み取りが難しいが、共通の理解をいただきたいのは、福祉的就労の就労継続支援A型やB型は、就労移行支援というフィルターを通して、一般就労にチャレンジするのが難しかったなどという見極めがされた後、福祉的就労への誘導があるという制度的な枠組みとなっていることである。そのため、ある地域では自立支援協議会で見極めているところもあるようだが、それを鎌ケ谷市の場合は、就労移行支援事業所、あるいは市への相談の段階である程度見極めをしているということで、話があったと思う。福祉的就労の部分が、市内に足りているかどうかをイメージするとよいかと思う。では、日中活動系について意見がなければ、次に居住系サービスについての意見・質問をいただきたい。

委員 この点についてもアンケートで疑問に思っていることがある。37ページで、今暮らしている場所や希望について、病院に入院している方、例えば、精神保健福祉手帳を持っている方が5名ということになっているが、それは考えにくい。鎌ケ谷市内の病院で、手帳を持っていて入院している人はかなりいるはずだが、その中でアンケートに反映された方は5人、あるいは、答えられる環境にいた方が5人しかいないと考えられる。国の方針で地域移行の動きがある中で、この点についてニーズが組み取れていないのではないかという感じがする。このあたりも検討して欲しい。現在、精神保健医療福祉の分野では、病院から地域へという動きが非常に大きくなっており、これから福祉計画を作るときにも、それを組み込んでいかざるを得ないと思う。アンケートの中でそれに該当する方が5人というのは、数値としては信頼性が高いものとはいえない状況だと思う。アンケート以外の形で福祉計画に反映させていくなどの工夫が必要だと思う。

事務局 アンケートで5人ということだが、確かにこの中には市内に入院している人が含ま

れていない可能性もある。地域移行支援は、千葉県を挙げて取り組んでいくという方針が出ているが、事務局でもそのような入院患者、また、施設からの地域移行は重要なテーマであると認識はしている。ただ、実際にここ2～3年の間に、本市と八千代市、習志野市を合わせた習志野圏域の中で千葉県の委託を受けて取り組んでいる事業所があるが、実際に移行してきた方は、平成24年度で1名である。平成25年度に関しても、1名だったように思う。よって、実際にどこまでできるのかという問題も絡んではいるが、単に数字だけを挙げて大きくすればというようなことは考えにくいという現実もある。では、本市の場合を考えてみたときに、精神関係の病気による長期的な入院患者例えば、10年、20年も入院している患者がどれだけいるのかという把握が難しい部分もある。先ほどの1名、2名というのは、自治体が把握していない方の事例である。その方も移っていく過程で問題等があったとも聞いているが、さまざまな事業者が支え合いながら、少しずつ進んでいるという状況が報告されている。そのような状況の中で再度、事務局としてもどこまで可能かを検討したい。今回、福祉サービス等の見込量（ア）で示したのは、最低でもこの人数を移行していくという視点から考えた。ただ、千葉県全体として考えていくと、相当な数字が出てくる可能性はある。また、福祉計画の素案をまとめたものを千葉県に提出した際に、再度話題となる可能性もある。それを踏まえたくえ、事務局としては、当面は先述のような考え方で進めたい。

委員 数の問題はやむを得ないところを含むかもしれないが、福祉計画の中に、説明等を加えた方がよいという印象を持ったため、検討をお願いしたい。

会長 居住系の部分で意見があればお願いしたい。グループホームの関係で質問がある。グループホームとケアホームを統合し、グループホームの制度に一元化されたため、どちらかというところの障がいの方にとって、往来しなくて済むということでは安心なシステムになった。そこで今後それが見込まれる時は、どのような形で一本化されるのかということを知りたい。単純に合体するのだと思うが。もう1点、グループホームもサテライト型といって、アパートに1室、交流ができればそこに該当しそうな人は行くことができる仕組みができたが、なかなかグループホームでできないこともある。常々困っていることが、2つある。1つ目は、単身者への支援のシステムであるため、結婚すると、グループホームを退去しなくてはならない。知的障がいのある人同士で結婚する方が多い中で、自分の事業所でも1組、2組そういう方はいるのだが、出た後の支援をどうするかというのは非常に大きな課題である。制度外でやりなさいということであれば、それまでだが、その点を支援してくれるシステムを鎌ヶ谷市として作っていただけないのか。2つ目は、最近多いのが高齢者の母親と障がいをもつ子どもを介護するケースで、それまで懸命に母親が子どもの世話をしてきたが、突然介護者がいなくなり、即座に社会生活ができなくなり、グループホームに入れてくれという60代の数が結構多い。そういった方は介護保険の方へ移ることが難しい場合があるため、障がいのグループホームにいてもよいということになっているが、預かっている側として、この先が非常に不安である。その方の体が動かなくなった場合、具体的に言うと、知的障がいのグループホームの場合は、バリアフリーになっていないことがある。その方が年を取り、高齢になって体が動かなくなった場合にどうしようかなど、そういった個別の障がいに配慮した高齢者としての受け入れをどのようにするかというのは、喫緊の問題でいつも考えている。今後はそのようなことも考えていた

だければという思いが常にある。国でもグループホームを今後多機能化し、ある程度付加的な機能を持つことが奨励されている。平成29年度までに、先ほどあったように保健所圏域（習志野圏域）、あるいは市町村圏域でそういった拠点を1か所新設することがイメージとして出ている。それは重要なことで、居住系のサービスが拠点として単一の機能だけでなく、相談や緊急時の受け入れ、体験の機会を作るなど、そういった機能を少し付加する構想をもつことは非常に重要なことだと思っている。機会があればそういったことも、少し検討していただけると助かる。

事務局 現在検討している基幹型支援センターについて、国の方針で市に1か所、圏域ごとに1か所ということが含まれている。本市は、基幹型支援センターでのあり方を議論しているところであるが、今回の福祉計画に載せるべきという国の指導もあるため、やるべきことだと思っている。結婚や高齢者の点について、グループホームの入所者が、まさにそういった拠点というものを作った中で、個別に今どのようにすべきか、うまく仕分けをしていく必要がある。結婚の場合は難しいが、安定した日常生活が送れるようになれば、それはよいことだと思っている。最初のグループホームの一元化の話はどういったことか。

会 長 今後の3年間の計画では、1本の数字として入ってくるのか。

事務局 第3期の福祉計画では、ケアホームとグループホームは分かれていたが、第4期の福祉計画では、1本となる。

会 長 グループホーム自体の改革として出ているため、そういったことも少し検討していただきたいという話の趣旨であった。これは、基幹型相談センターとは別の話である。

事務局 グループホームも多機能型という話があった。グループホームに関して、需要が少しずつ増えてきているというのが、我々の相談業務の中でも見えてきている。現在は市内で5か所だと記憶している。できるだけ需要に応えるために、事業所が増えることが必要である。また、その中でも障がいの関係、あるいは男女別の関係などの問題をはらんでいることについて、事務局も承知はしているところである。将来的にある程度自分でできるように訓練の一環としても、グループホームの必要性はあると思う。そのためにも施設が増えていき、入所できる数が増えていくことが必要だと考えている。ただ、障がい者のバリアフリーの問題等については、それを実施する中で、助成の問題等が含まれてくると思われる。そのため、単独でできる場合と、国・県の助成をいただく場合等、さまざまな方法も考えられるため、事務局として可能な範囲でやっというとは考えている。ただし、この場で断言はできない。まずは、増やしていくということを念頭に考えていきたいというところである。

会 長 それは承知している。他の市でも、市の単独の建設補助を出しているところもあり、鎌ヶ谷市が実施するのは難しいと思う一方で、結婚に関連して、いろいろな支援、例えばそこに家賃補助をするなど、お金がそれほど掛からなくても中身を充実していくことはあると思うので、そういったことも鎌ヶ谷市の重点的なこととして進めていくと、かなり違うのではないかと。知的障がいのある人同士が結婚し、育児放棄をしたり、育てられなくて

養護施設に入ったりする人が多い。根本的な少子化対策であると同時に、子育て支援でもある。非常に重要なことではないかと思い、日々送り出す側としては切実な問題としているため、述べたまでである。ほかに意見はあるか。

委員 高齢化して病気になった場合のケアについて、今年からホームヘルプを連用できるということであった。高齢化したとしても、福祉サービスを使いながら、グループホームで生活できるという体制になっているのではないかと思ったのだが、実際はどうか。例えば、病気になったときでも、訪問介護のサービスを受けながら、グループホームを利用することはできないのか。

会長 現行の制度では、グループホームの世話人の業務とかぶるため、原則ホームヘルプが使えない。ただ、重度障がいの人、今までは要介護4か5だったと思うが、そのような人は例外的に使えたというのが、障害者自立支援法上で定まっていた。障害者総合支援法でシステムが変わったと思うが、グループホーム自体が一元化し、外部サービスを使うこととグループホームの中で完結することで報酬が2本立てになってしまった。それで、事業者として、外部のサービスは入れずに、自己完結型を選んだ。外部のサービスを入れると、その分、人件費の単価が当然下がる。人件費が下がるため、グループホームの中で完結することで今までどおりの収入が確保できる。そのような制度の変遷があるため、ホームヘルプとしては、使える場合と使えない場合があると思われる。

委員 制度的には2種類となり、1つは世話人と生活支援員がいるのがグループホームというイメージがある。生活支援員がホームヘルプのようなことをやってくれるので、外部のホームヘルパーはいらない。それで、世話人のみのグループホームというのが、昔のグループホームである。それは、外部から福祉サービスを入れてもよいという。以上の2種類の形が現在、国のイメージとしては出された。そのため、事業所がどちらを採るかで変わってくる。

会長 それを去年度あたりに選択をした。居住系のところについてはよろしいか。ほかになければ、次が障がい児のところについてはどうか。制度が最近変わっているが、障がい児のサービスの部分について、先ほど説明があったところである。実際によく分からない部分でもある。従来の児童デイサービスは、日中活動系に入っていた。新しい4つのサービスとは、訪問系と日中活動系、訪問系といった具合で、どのような形で分かれるのか。日中活動系に入るのか。

事務局 障がい児の場合は、障害児通所給付費の通所支援と障害福祉サービスの入所支援に分かれており、入所支援は従前どおり千葉県が実施するものである。平成23年度までは通所支援も入所支援も千葉県が実施していたが、通所支援については、平成24年度から市町村が実施することとなった。通所支援と入所支援について、障がい者と同様に、訪問系、日中活動系、施設（入所）系に分かれる。また、就学児なのか未就学児なのかという分け方がある。医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は、18歳未満全ての障がい児が対象となるが、児童発達支援は、未就学児が対象となる。それから、放課後等デイサービスは、就学児ということで分かれている。児童発達支援に関して、主に本市直営（こども

発達センター)で行っている。また、放課後等デイサービスについては、本市の中のいくつかの事業所(3か所か4か所の事業所)がやっている状況である。〇〇系のくくりというのは、特にはない。

委員 現在、児童デイサービスもないのか。

事務局 児童デイサービスは平成23年度で終了している。

会長 第3期の福祉計画には載っていない。福祉サービス等の計画と実績の障害児支援で、平成24年から平成26年度までの計画には、線が引っ張ってあり、福祉サービス等の見込量(ア)では、障害児支援の平成27年度から平成29年度までの計画のところだけが、入っている状況である。

委員 自分の関わる事業者には、若い会員がいる関係で、話を聞くことがあるのだが、放課後等デイサービスは、大体平日の利用をやっているが、夏休みや長期の際に多く利用するため、なかなか入れないとのことである。自分が希望するときにそれを利用することができないので、利用しにくいという意見をいただいた。では、数を増やせばそれが解消するのかという問題がある。平日に放課後等デイサービスを利用したい人はいる。そして、放課後等デイサービスを知らないという人がいる。話を聞いていても、利用したくてもどうしていいのかわからない人もいるようなので、利用しやすい体制になっていけば利用人数が増えるのではないかと思った。平成26年度における放課後等デイサービスの実績は42人だが、実数ということか。

事務局 児童発達支援と比較すると、放課後等デイサービスは、顕著な伸びで、本年度に入ってもこの部分の予算の消化から見ても、伸びは大きい。

委員 希望する人がいることは想像できる。ほかに、利用したくても送迎がうまくいかず、利用するなら自分で送り迎えするようと言われると、送り迎えに時間が費やされることになり、預ける時間が少なくなるため、その問題について、送迎が充実しないと、放課後等デイサービスも使いにくいと思われる。

会長 送迎加算とかはないとのことである。前の児童デイサービスにはあったのか。

委員 児童デイサービスで送迎サービスがないというのは想像しにくい。事実、児童デイサービスで送迎サービスを行っている。朝8時前という場合には、連れてくることだけお願いしている。児童に対し、送迎していないところというのは存在するのか。

委員 ほとんどコースで送迎している。ただし、コースから外れていると、その時間帯は無理なので、自分で送迎していただくことになる。預かることは預かるけれども、送迎は自分でお願ひするという返答を得ることも聞いているため、その点を解消すればもっと利用人数が増えると思われる。

事務局 委員の述べたことは、ケースワーカーとしても悩ましいところである。送迎しているところ、していないところがあることと、月曜日から金曜日だけの人もいれば、月曜日から土曜日まで行って、日曜日だけ送迎は不要という人もいる。障がい児のサービスで、希望される内容を充足するに当たり、複数の事業所を考え合わせながら、何曜日と何曜日がこの事業所、何曜日と何曜日はこの事業所ということで、ケースワーカーが最も頭を悩ましている。あまり遠くないところであるからこそ、悩ましいところである。今年に入って、2～3事例あり、1週間のスケジュールの組立てがなかなかできないということで、要求するところを下げてもらったり、これだったらという少し条件を付けてというところで、調節したりしなければいけないということが大変である。

委員 大変であることが分かる。自分も生の声で耳にすることがあるため、これから改善、解決していただきたいと思う。

委員 どこの事業所にとっても、送迎は大事であると思われる。ただ、全てに満足できるようにというのは難しい。自分のケースでは、土曜日、月2回開けているが、そこに来ることができない人、どうしても必要な人は別の事業所を使っている人もいらっしゃる。子ども・大人に限らず、今後送迎は大事かと思われる。

会長 今の内容については、よろしいか。相談支援について、最後に意見を伺いたい。相談支援関係については、冒頭はかなり意見をいただいた。特になければ、サービスの利用計画を立てないと、市町村が福祉サービスの支給決定もできないということになっているため、当事者の方が困るということも起こる。そのため、できるだけその部分については鎌ケ谷市としても努力をしていただきたいと思っている。

(委員より、特になし)

会長 それでは、地域生活支援事業についての意見等があれば、伺いたい。聴覚障がいのある方は、ここの部分でしかほとんど関わってこないため、恐縮だが、もし何かあればお願いしたい。聴覚障がいの方で受給者証を取っている人はあまりいないのか。福祉サービスのホームヘルプを利用することはないか。

委員 そのとおりである。

会長 そのためほとんどサービスが、手話通訳のコミュニケーション、情報保障の部分でしか出てこないのかもしれない。見込量等はよろしいか。

委員 手話言語法の制定を求める意見書の提出について請願をし、採択された。これからコミュニケーション（手話通訳者）の派遣も増えて欲しいと思う。また、利用する人が増えて欲しい。派遣が増え、今より使いやすく増えて欲しいという願いがある。

会長 手話言語法の関係で、共通認識しなければいけないため、手話言語法がどのような法律であるかなど、次の機会にでも資料があった方がいいかもしれない。需要が増える根

拠などがあれば、分かりやすくなると思われる。

委員 了解した。そのように考えたい。

会長 残り2回、11月と12月に自立支援協議会の会議がある。今日の会議の中で、多くのご意見をいただいたことに感謝する。次回は、こういった意見を精査し、事務局の方からある程度検討された形を示していただければと思う。よろしいか。

(異議なし)

#### 【報告事項】

##### <(1) 研修会のお知らせ>

横山主事から、研修会の案内を行った。

副会長 研修会のお知らせについて、自立支援協議会の委員として関わっていない施設の方も参加可能か。

事務局 委員の方を通じて、声を掛けていただければ可能である。

副会長 では、自立支援協議会の委員でなくても、地域の施設の職員はたくさんいるが、声を掛けさせていただいてかまわないということではよろしいか。

(事務局より異議なし)

事務局 後ほど開催案内を渡す。

会長 研修会(テーマ 地域に根差した基幹相談支援センターとは)は、平成26年10月27日の午後3時からである。まだ2週間程度あるため、広報啓発等よろしくお願ひしたい。

##### <(2) 次回会議開催日日程等について>

橋本主任主事から、次回の会議は、11月11日(火曜日)午後2時30分から鎌ヶ谷市役所本庁舎6階第1・第2委員会室において開催する予定であることを伝えた。また、次回会議以降は、各自でこれまでの資料を持参するようにお願いした。

#### 【閉会】

会長 本日の議題はこれで全て終了となる。これをもって第3回自立支援協議会の会議を終わる。長時間にわたり、さまざまなご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成26年11月25日

氏 名 黒岩 史郎

氏 名 高橋 貴子